

岡崎中央総合公園  
野球場基本使用料金表  
2026.4.1～

(円)

区分			金額								
			早朝	午前	午後	夜間	全日	延長			
			6時30分～ 8時30分	9時～12時	13時～16時30分	17時30分～21時	9時～21時	16時30分～17時	21時を超える 30分につき		
スポーツ に利用 する 場合	入場料金を 徴しない場合	平日		6,390	9,600	11,200	11,200	32,000	1,570	1,570	
		土曜日、日曜日及び祝日		7,990	11,830	14,080	14,080	39,900	2,070	2,070	
	入場料金を 徴する場合	営利を目的 としないとき	平日	19,200	28,810	33,630	33,630	96,070	4,780	4,780	
			土曜日、日曜日 及び祝日	24,010	35,550	42,270	42,270	120,090	6,070	6,070	
		営利を目的 とするとき	平日	57,640	86,490	100,900	100,900	288,290	14,400	14,400	
			土曜日、日曜日 及び祝日	72,070	106,660	126,850	126,850	360,360	18,250	18,250	
	野球場 その 他の 場合	入場料金を 徴しない場合	平日		12,810	19,200	22,410	22,410	64,020	3,180	3,180
			土曜日、日曜日及び祝日		16,000	24,010	28,000	28,000	80,010	3,990	3,990
入場料金を 徴する場合		営利を目的 としないとき	平日	57,640	86,490	100,900	100,900	288,290	14,400	14,400	
			土曜日、日曜日 及び祝日	72,070	106,660	126,850	126,850	360,360	18,250	18,250	
		営利を目的 とするとき	平日	172,990	259,500	302,740	302,740	864,980	43,230	43,230	
			土曜日、日曜日 及び祝日	216,250	324,220	378,520	378,520	1,081,260	54,130	54,130	
室内練習場 (2分の1の面積を利用するもの)			940	1,110	1,110	1,110	3,330	220	220		
第1会議室			2,550	4,470	4,470	4,470	13,410	630	630		
第2会議室			1,270	2,230	2,230	2,230	6,690	300	300		

- 備考 1 この表中「入場料金」とは、入場料金及び入場料に類するものをいう。  
2 この表中「祝日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日を含む。  
3 「早朝」、「午前」、「午後」、「夜間」又は「全日」の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては、「早朝」及び「午前」、「午前」及び「午後」、「午後」及び「夜間」又は「早朝」及び「全日」のそれぞれの利用時間の区分の間を引き続き利用できるものとし、基本使用料を計算する場合において、「午後」及び「夜間」の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては、「16時30分～17時」の延長時間の額に係る規定は適用しない。  
4 室内練習場については、当該施設のみを利用する場合に限り、この表を適用する。
- ※ 使用料は、基本使用料及び附属設備使用料とし、その額は、上記及び裏面に掲げるとおりとする。  
ただし、次の各号に該当する場合における基本使用料の額は、当該各号に掲げるとおりとする。  
(1) 準備又は撤去のためスポーツ施設を利用する場合、上記に掲げる基本使用料の0.3倍に相当する額。  
(2) 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない法人がスポーツ施設を利用する場合、上記に掲げる基本使用料の1.5倍に相当する額。

岡崎中央総合公園  
野球場附属設備使用料金表

2026.4.1～

(円)

区分		単位	金額	
放送設備		早朝	1,570	
		午前	2,380	
		午後	2,380	
		夜間	2,380	
		全日	7,140	
		延長30分につき	370	
スコアボード	拡張全面表示	早朝	5,720	
		午前	8,600	
		午後	8,600	
		夜間	8,600	
		全日	25,800	
		延長30分につき	1,400	
	標準全面表示	早朝	3,180	
		午前	4,780	
		午後	4,780	
		夜間	4,780	
		全日	14,340	
		延長30分につき	780	
	得点判定表示	早朝	1,270	
		午前	1,570	
		午後	1,570	
		夜間	1,570	
		全日	4,710	
		延長30分につき	300	
ピッチングマシン		早朝	1,570	
		午前	2,380	
		午後	2,380	
		夜間	2,380	
		全日	7,140	
		延長30分につき	370	
照明設備	入場料金を徴しない場合	全点灯30分につき	5,590	
		2/3点灯30分につき	3,990	
		1/3点灯30分につき	2,380	
	入場料金を徴する場合	営利を目的としないとき	全点灯30分につき	16,800
			2/3点灯30分につき	12,000
			1/3点灯30分につき	7,200
		営利を目的とするとき	全点灯30分につき	50,440
			2/3点灯30分につき	36,030
			1/3点灯30分につき	21,610
電源	1kw	300		
机	1個	70		
椅子	1脚	30		

備考 1 この表中「入場料金」とは、入場料金及び入場料に類するものをいう。

2 この表中「早朝」、「午前」、「午後」、「夜間」又は「全日」の利用時間の単位は、野球場基本使用料金表の金額欄に掲げる「早朝」、「午前」、「午後」、「夜間」又は「全日」のそれぞれの単位とする。

3 「早朝」、「午前」、「午後」、「夜間」又は「全日」の利用時間の単位を合わせて利用する場合にあっては、「早朝」及び「午前」、「午前」及び「午後」、「午後」及び「夜間」又は「早朝」及び「全日」のそれぞれの利用時間の単位の間を引き続き利用できるものとし、附属設備使用料を計算する場合において、「早朝」及び「午前」、「午前」及び「午後」、「午後」及び「夜間」又は「早朝」及び「全日」のそれぞれの利用時間の単位を合わせて利用する場合にあっては、延長時間の附属設備使用料の額に係る規定は適用しない。